（様式第２号－１（第５条関係、旅行業者用））

別紙

参加同意書

　きょうと魅力再発見旅プロジェクトの参加に当たり、以下の内容に同意します。

　１　総則

1. きょうと魅力再発見旅プロジェクト補助金要領及び京都府観光連盟が別に定めるものに従い、事業を実施します。
2. 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第２条第４号に掲げる暴力団員等に該当していません。また、将来にわたっても該当しません。
3. 社会通念上、特定の者に金銭的な利益が偏って発生しないように配慮するとともに、換金性の高い商品とならないようにいたします。
4. 補助金の対象商品の販売に際しては、補助事業であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにいたします。
5. 補助金の対象商品の販売に際しては、利用者が公平に購入可能な販売方法を用いるとともに、取引先等の関係者に優先販売は行いません。
6. 補助金の対象商品には、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デイユース）であるもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を伴う商品は含めません。
7. 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、国、京都府、連盟のいずれかが特定の地域及び期間について本事業の実施を取りやめることとした場合における旅行者のキャンセル等に伴い発生する一切の費用を請求しません。また、当方が不利益を被ったとしても、一切の異議は申し立てません。

２　新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

1. 旅行者全員に本人確認（運転免許証、運転免許証がない場合は、それに変わる公　的な書類）を実施し、検温等の体調チェックを行うとともに、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め保健所の指示を仰ぎ、適切に対応します。
2. 感染拡大防止を徹底するため、関係する感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、分科会における提言など政府、京都府及び市町村の感染拡大防止策を踏まえて適切な対策を講じます。その内容を旅行者に遵守させます。
3. ｢参加条件｣を徹底・実施している旨をホームページや書面等を通じて、旅行者はじめ対外的に公表します。
4. 旅行商品の予約、購入時等に、旅行者が遵守すべき事項を周知徹底します。

３　その他

（１）旅行者にクーポン券を配布する場合は、連盟が別に定める方法により適正にクーポン券を配布します。

上記に反し、あるいは不正等を行った場合は、参加登録を取り消されること、補助金が受領できないこと、補助金を受領した後も返金に応じること等、貴協会の指示に応じます。また、これにより損害等の費用が生じた場合でも、一切の責任を負います。